

○令和四年農林水産省告示第千四百七十六号（租税特別措置法施行令第六条の五
第一項及び第二十九条第一項の農林水産大臣が定める要件）

（制定：令和四年九月二十六日農林水産省告示第千四百七十六号）

（最終改正：令和六年三月三十日農林水産省告示第六百八十号）

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第六条の六第一項及び第二十九条の四第一項並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十九条の四第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第六条の六第一項及び第二十九条の四第一項並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十九条の四第一項の農林水産大臣が定める要件を定め、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十九号)の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

租税特別措置法施行令第六条の五第一項及び第二十九条第一項の農林水産大臣が定める要件は、次のとおりとする。

- 一 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業による交付金の交付の対象となる資産ではないこと。
- 二 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業による交付金その他固定資産の取得等に充てるための国の補助金、給付金又は交付金のうち、その交付の目的が農林水産物又は食品の輸出の促進であるものの交付を受けた資産ではないこと。